

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	就学案内に係る「被仮放免者情報」の目的外利用について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係）

## 事業の概要

事業名	児童・生徒の就学事務
担当課	学校運営課
目 的	被仮放免者に就学案内を行うため
対象者	被仮放免者
事業内容	<p>従来、外国人の子どもについては、住民基本台帳制度及び外国人登録制度に係る情報に基づき、学齢簿を作成している（※1）。</p> <p>ところが、住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から、「外国人登録制度」は廃止され、外国人住民も対象となる住民基本台帳制度に移行されることとなり、短期滞在者など住民基本台帳制度に移行されない外国人住民も生じることとなった。</p> <p>「被仮放免者」（※2）についても、従来、外国人登録制度に係る情報に基づき、学齢簿を作成していたが、平成24年7月9日以降、新たな住民基本台帳制度に移行されなかったため、状況の把握が困難となった。</p> <p>そのため、「被仮放免者情報」を取得し、従来どおり、就学案内を行い、外国人の子どもの就学機会を確保することとする（※3）。</p> <p>※1 「就学案内等の徹底」等の取扱いについては、別添「外国人児童生徒教育の充実について（通知）」（平成18年6月22日付け18文科初第368号文部科学省初等中等教育局長通知）参照</p> <p>※2 仮放免の定義等については、別添「被仮放免者情報の市町村への通知について（事務連絡）」（平成24年5月15日付け法務省管警第123号法務省入国管理局警備課長通知）参照</p> <p>※3 別添「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」（平成24年7月5日付け24文科初第388号文部科学省初等中等教育局長通知）参照</p>

**件名 就学案内に係る「被仮放免者情報」の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	学校運営課
登録業務の名称	「被仮放免者情報」	登録業務の名称	就学事務
登録業務の目的	法務省からの「被仮放免者情報」を保有する。	登録業務の目的	学齢の児童・生徒の保護者に就学案内を行う。
登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電子
目的外利用を行う理由	「被仮放免者」に就学案内を行うため		
目的外利用を行う情報項目	<p>【「被仮放免者」のうち、自らの情報が市町村に通知されることに同意した者に係る情報項目】</p> <p>① 国籍 ② 氏名 ③ 性別 ④ 生年月日 ⑤ 仮放免した日 ⑥ 住居 ⑦ 仮放免の失効及び住居変更</p>		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成24年9月4日から (以降継続)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		